大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九 + 号 第八条第二項の規定により意見が

述べ られ ま たの で、 次の とおり 公告し、 その意見を縦覧に供します。

平成二十七年十月九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 東生駒商業施設

所在地 生駒市東生駒二丁目二〇七番九ほか一〇筆

一 述べられた意見の概要

シャトレーゼ東生駒店

県道大阪枚岡奈良線 出入口 中央分離ポ ス 1 コ ン 設置案に 0 V 7

画地北側で店舗 (シャ V ゼ)を営んで 1 るが、 計画によると当店南 側 \mathcal{O} 県

道に車の 出入口、 中央にポスト] ン の設置が計 画され て いる。

に出られなくなる為、 また、 本位置にポストコー 南側進入路の拡幅、 ンが設置されると、 出入口 の位置 当店来客者の出 一の移動、 入り、 中 央の 特に ポ スト 西方面 コ

ンの撤去を含め、計画の善処方を要求します。

併せて、 近隣店舗等 \sim の計画説明をいただきますよう お 願 11 します。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十七年十月九日から同年十一月九日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで